

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等 リスク

(地域の概要・立地)

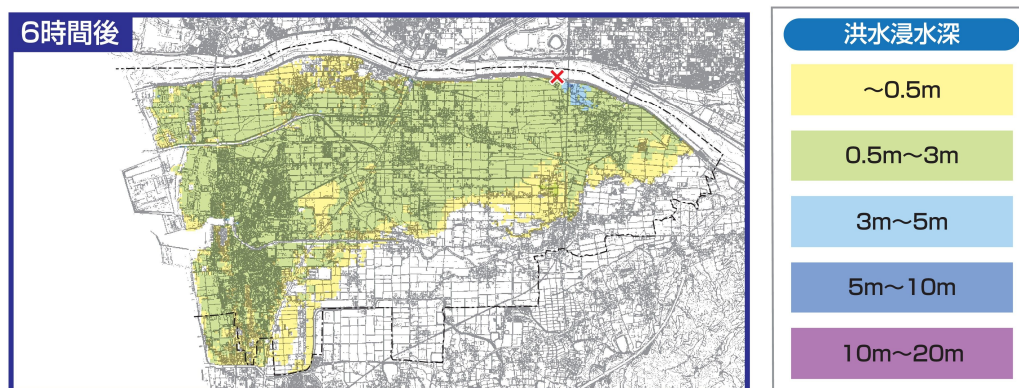
松前町は、総面積 20.38km²（愛媛県内市町で最小）で、東西 6.9km、南北 4.0km の平坦な平野部からなり、愛媛県内で唯一山間部のない自治体である。東部に肥沃な田園地帯が広がり、一級河川の重信川による豊富な地下水資源を有し、瀬戸内式気候で温暖少雨であるが、豊富な水と肥沃な土地を生かした農業をはじめ、工業、商業のバランスのとれた町として順調に発展してきた。

(洪水：ハザードマップ)

当町北部は、一級河川の重信川に面する影響から、最大 5m 超の浸水の発生が想定される。

国土交通省資料をもとに当町作成の「重信川破堤浸水想定区域」によると、重信川河口から約 5km 地点左岸の破堤時、時間の経過で浸水範囲・深さが拡大すると予想され、破堤後 6 時間で広範囲に浸水が発生する見込みである。

図表 1：浸水と時間経過の影響



【出典】浸水想定区域図（松前町総合防災マップ（風水害編））

また、海岸付近の低い土地や河川沿いでは、津波や高潮によって浸水被害が発生するおそれもあり、商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町は、愛媛県で唯一山間部のない自治体で、土砂災害警戒区域は指定されていないものの、商工業者へのリスクとしては、集中的な大雨時に近隣市町において土石流やがけ崩れが発生する可能性があり、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定され

る。

(地震：J-SHIS)

当町は、南海トラフ巨大地震の影響範囲に位置し、J-SHIS 地震ハザードステーションのデータで震度 6 弱以上の揺れが今後 30 年で 69.5%以上の確率で発生すると想定される。また、中央構造線断層帯など活断層も存在し、内陸型地震（マグニチュード 7 級）の発生リスクも懸念される。

商工業者へのリスクとしては、沿岸部では津波被害により洪水時と同様に、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

(津波)

当町は、津波浸水想定区域図は、南海トラフ巨大地震で、最大クラスの津波が発生した場合、瀬戸内海（伊予灘）西部の住宅・工業地域に最大 4.2m の浸水が想定される。

(その他)

当町は、一級河川重信川と伊予灘に面した低平地形のため、高潮や台風・梅雨前線による豪雨浸水が主なリスクとなる。

また、町内には伊予市山麓を源流とする二級河川長尾谷川では、過去に水害が発生し、特に平成 29 年台風 18 号では床上浸水 45 戸、床下浸水 157 戸、農産被害を含む多大な損害が生じた。なお、当町は瀬戸内性気候に属し気候は概ね温暖で、冬季における積雪はほとんどない。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(当町の地域防災計画等は以下を参照)

- ・ 松前町地域防災計画
<https://www.town.masaki.ehime.jp/site/bousai/list113-236.html>
- ・ 松前町総合防災マップ
<https://www.town.masaki.ehime.jp/site/bousai/list111-217.html>
- ・ 松前町水防計画
<https://www.town.masaki.ehime.jp/site/bousai/25640.html>
- ・ 松前町水害リスクマップ
<https://www.town.masaki.ehime.jp/site/bousai/suigaimap.html>

(2) 商工業者の状況

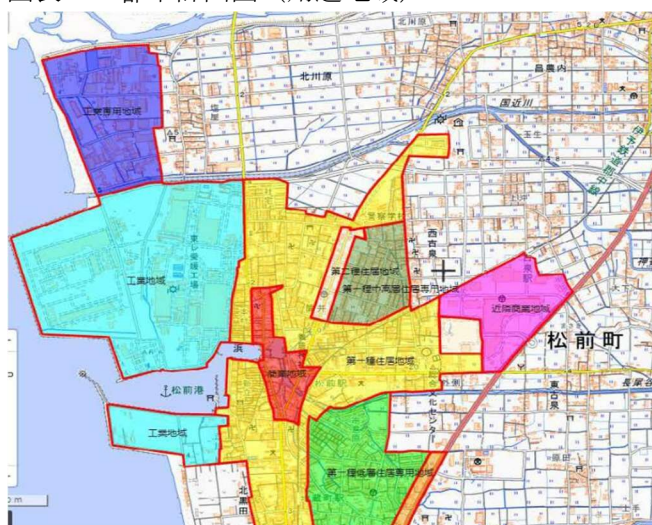
- ・ 商工業者数 1,068 人
- ・ 小規模事業者数 703 人 (うち事業継続力強化計画認定事業者は 21 人)

【内訳：令和3年経済センサス】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
A B農業, 林業, 漁業	9	6	
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0	
D 建設業	156	148	
E 製造業	114	76	臨海部に多い (※)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	
G 情報通信業	5	3	
H 運輸業, 郵便業	30	19	
I 卸売業, 小売業	346	171	
J 金融業, 保険業	9	8	
K 不動産業, 物品賃貸業	39	35	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	39	33	
M 宿泊業, 飲食サービス業	93	32	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	101	91	
O 教育, 学習支援業	34	28	
P 医療, 福祉	32	14	
Q 複合サービス事業	5	4	
R サービス業 (他に分類されないもの)	54	33	
計	1,068	703	

※当町の北部臨海部には工業団地が順次整備され、工業地域・工業専用地域への用途地域指定が歴史的に徐々に拡大した。現在は、海鮮珍味加工業のほか、化学繊維・複合材料製造、エネルギー関連の中小企業が集積・点在し、町の産業基盤を支えている。

図表2：都市計画図（用途地域）



【出典】

都市計画情報提供サービス
(電子地図閲覧サービス)

(3) これまでの取組

①当町の取組

- ・「松前町地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年1回）に実施している。
- ・防災備蓄品として、役場庁舎及び指定避難所に飲食料品、毛布等を備蓄している。
- ・災害時避難所運営マニュアルを策定している。
- ・愛媛県主催の防災士養成講座への受講あつせんを行い、自主防災組織での中核となる人材として防災士を要請するため、当該講座の講座受講料を公費負担している。

②当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・事業継続力強化計画の策定支援、見直し支援として、町内事業者を訪問指導した。
- ・事業継続力強化計画を策定済みの事業者に対して、計画に基づく訓練の重要性を周知した。

③事業継続力強化支援計画の実施状況

目標	目標（R3-R7年度）	実績（R3-R7年度）
スタートアップ型の簡易な事業継続力強化計画策定（件）	20	2
事業継続力強化計画認定（件）	5	2
各種共済・保険制度への加入推進（件） （見直し、検討資料提供含む）	30	172

II 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

(1) 課題

- ・町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できておらず、支援対象の明確化が必要である。
- ・地域の自然災害等のリスクについては、当会及び当町関係部署との間での意見交換が十分とはいえない状況であり、今後、協議の場を創出する必要がある。
- ・本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り等について実践的助言を行える人員が不足しているほか、防災・減災等の重要性を一層強く認識する必要がある。

(2) 対策

- ・事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ・当会と当町関係部署との間で、取組の進捗や状況を踏まえながら、リスク評価や地域防災計画の見直しに関して、継続的な議論の場を確保する。
- ・保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する実践的助言を行う人員不足については、支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催するとともに、防災士講座への受講を促進し、最新の専門知識の習得及び意識醸成に努める。

Ⅲ 目標

<定性的目標>

- ・地区内小規模事業者に対し災害・感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・沿海部や重信川浸水想定地域に立地する中小企業・小規模事業者を重点的に支援し、町内全体の事業継続力強化を図る。

<定量的目標>

次のとおり、今後5年間の目標を設定する。

目標	現状	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
①事業継続力強化計画の策定支援件数 (回)	6	12	12	12	12	12
②小規模事業者の事業継続力強化計画 の策定(認定)率(%)	0.9%	1.5%	2.1%	2.7%	3.2%	3.8%
③2のうち主要産業(製造業)の策定 (認定)率(%)	3.9%	5.2%	6.5%	7.8%	9.2%	10.5%
④損害保険(共済)の新規(見直 し)提案件数(件)	68	70	70	70	70	70
⑤事業継続力強化セミナー開催件数 (件)	0	1	1	1	1	1
⑥防災士資格の取得者数(人)	1	1	1	1	1	1

※上記②に関して、小規模事業者の「事業継続力強化計画」策定(認定)率については、令和3年経済センサスによる当町内の小規模事業者数703者のうち、策定(認定)済みは7者であり、現状では0.9%となっている。令和8年度以降は、毎年度4者ずつの増加を見込んでいる。

※上記③に関して、小規模事業者のうち、主要産業である製造業の策定(認定)率は、同センサスによる小規模事業者76者のうち3者であり、現状3.9%となっている。今後は、毎年度1者ずつの増加を想定している。

※上記⑥に関して、防災士資格の取得者は、商工会の職員を対象とする。

※目標等に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年9月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

①町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省が公表する事業継続力強化計画の認定状況について、四半期毎に確認のうえ、認定事業者をリストアップする。
- ・商工会内部の経営支援情報をまとめた「経営支援システム」に、事業継続力に係る取組情報・支援情報を蓄積する。
- ・伴走型補助金等を活用し、町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況のアンケート調査を実施のうえ調査結果を整理・分析する。

②小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

ア．発災前の対策

- ・「松前町地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。また、事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備え、保管場所についても助言を行う。経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にはリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

イ．発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、当会は下記の手順で地区内の被害状況を把握し、当町等関係機関へ連絡する。

手順1）応急対策の実施可否の確認

- ・当会は、発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。（「商工会災害対応システム」を活用して当会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況：家屋被害、道路状況等を当会と当町で共有する。）

手順２）応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 当会は、職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に至急出勤することなど、応急対策に取組方針を決定する。
- ・ 当会は、職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、当町や愛媛県商工会連合会等に応援職員を要請するなど、応急対策の役割分担を決める。
- ・ 当会と当町は、大まかな被害状況を確認し、１日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

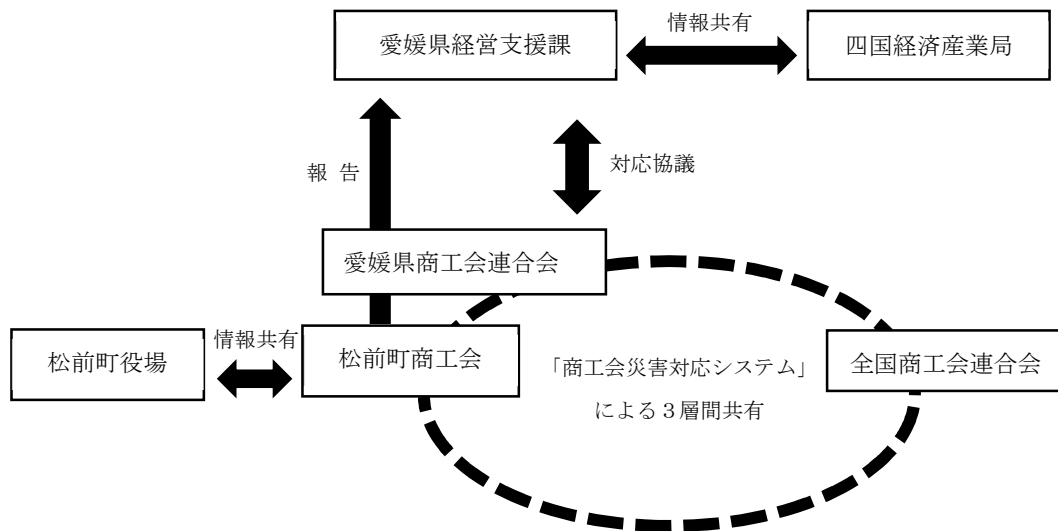
- ・ 当計画により、当会と当町は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～１週間	１日に２回共有する
１週間～１ヶ月	１日に１回共有する
１ヶ月以降	１週間に１回共有する

手順３）発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 当会は、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 当会と当町は、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町で共有した情報は、当会が「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。

【発災時における指示命令系統・連絡体制図】



手順4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・当会は、当町と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・当会は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・当会と当町は、応急時に有効な被災事業者施策（国や愛媛県、当町等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

手順5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・当会は、愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、当町と連携し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・当会は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

③フォローアップ

- ・シェイクアウトえひめ及び松前町の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する（HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>）。
- ・事業継続力強化計画の策定後1年が経過した事業者に対し、巡回指導時等に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間をリストに整理し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

④知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ホームページや広報誌において、域内事業者の事業継続力強化に関する好事例を紹介し、域内事業者への波及を図る。
- ・同じ地域や同じ業種など、連携の必要性が高い事業者等に対しては、関連企業をマッチング

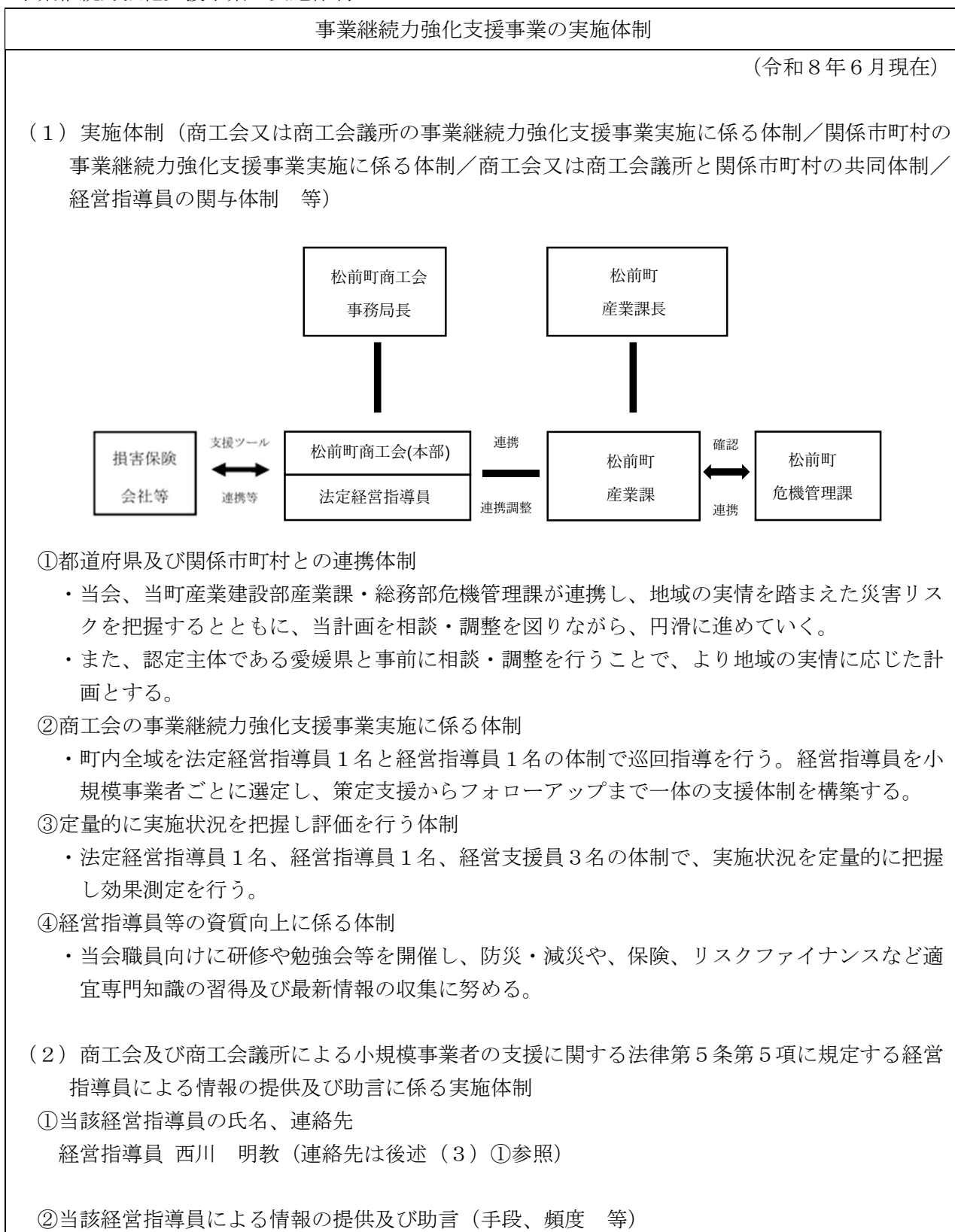
のうえ、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

⑤関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、（独法）中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

③広域経営指導員の当否

経営指導員・西川明教は、施行規則第２条第２項に規定する広域経営指導員に該当しない。

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

松前町商工会

〒791-3110 愛媛県伊予郡松前町大字浜 809 番地 1

TEL : 089-984-1427 / FAX : 089-985-0913

E-mail : info@masakisci.or.jp

②関係市町

松前町 産業建設部 産業課

〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地

TEL : 089-985-4120 / FAX : 089-985-4148

E-mail : 212syoko@town.masaki.ehime.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	60	60	60	60	60
・ パンフ、チラシ作製費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	